

## UiPath マスターソフトウェア・サービス契約

本契約は、UiPath とお客様（以下、個別に又は総称して「**当事者**」といいます。）との間で、お客様の申込書（以下で定義されます。）を UiPath が受諾した日（お客様が本製品又はプロフェッショナル・サービスの利用のために本契約が引用される申込書を UiPath に提出した場合を含みます。）（以下「**効力発生日**」といいます。）付で締結されます。本契約に同意した者は、企業等の電子メールアドレスを使用して本契約に登録し又はこれを承諾するなど、企業等を代理又は代表して本契約に同意した場合、当該企業等を代理又は代表する能力を有することを表明し、かかる企業等は本契約におけるお客様とみなされます。

### 1. 定義

「**UiPath**」とは、UiPath 株式会社をいいます。

「**お客様**」とは、本契約を締結する企業等又はその他本契約を承諾する企業等をいいます。

「**お客様データ**」とは、本テクノロジーにインポートされた又はプロフェッショナル・サービスを提供するために必要なお客様のデータ、情報及びその他の種類のコンテンツ（UiPath の知的財産権を除きます。）をいいます。

「**関係会社**」とは、直接又は間接的に、当事者を支配するか、当事者により支配されるか、又は当事者と共通の支配下にある企業等をいい、この場合、「**支配**」とは、(i)ある企業等の議決権若しくは持分の 50%超を直接若しくは間接的に支配すること、又は(ii)契約関係若しくは意思決定機関の支配を通じて企業等を実質的に支配していると認められることをいいます。

「**個人データ**」とは、個人情報の保護に関する法律、EU 規則 2016/679（GDPR）及びその他の適用あるプライバシー及び個人データに関する法令に定義される、センシティブデータを含む識別された又は識別可能な自然人に関するあらゆる情報をいい、「**保護医療情報**」とは、個人に関連付けることが可能な、健康状態、及びヘルスケアの提供若しくは支払についての情報（1966 年医療保険の携行性と責任に関する法律（HIPAA）に定義されます。）をいいます。

「**知的財産権**」とは、特許権、特許を受ける権利及び特許を出願する権利、発明に係る権利、著作権及びこれに関連する権利、商標、商号及びドメイン名、コンピューター・ソフトウェア及びデータベースに係る権利、コンテンツ、機械学習モデル又はその類似物、ノウハウ、ルックアップフィールド並びにその他の知的財産権又は同様の性質の権利をいい、それぞれの場合において、登録済みであると未登録であるとを問わないものとし、また、かかる権利の更新又は延長の申請及び獲得のためのあらゆる申請及び権利、それらに基づいて優先性を主張する権利、並びに全世界のいずれの場所においても、現在又は将来的に存続するあらゆる同種又は同等の権利又は保護の形式を含みます。

「**認定ユーザー**」とは、当事者の従業員、代表者又は委託業者のいずれかをいいます。

「**プロフェッショナル・サービス**」とは、UiPath が自己の裁量で提供するサポート・サービス及び一切の追加支援以外の、申込書に明記されたプロフェッショナル・サービスをいいます。

「**本テクノロジー**」とは、該当する申込書において特定される、(i)本製品、及び(ii)プロフェッショナル・サービスの履行中に UiPath によってお客様のために開発されたマテリアルをいいます。

「**本契約**」とは、本 UiPath マスターソフトウェア・サービス契約、並びに本契約において参照される一切の契約等をいいます。

「**本製品**」とは、UiPath 又はその関係会社が提供するホスティングサービスを含み、適用あるライセンス・モデル（以下「**ライセンス・モデル**」）をいいます。）の対象となる、ソフトウェア（その全ての追加のバージョン、アップデート、改善、開発、修正、二次的著作物、スクリプト、コネクタ、プラグイン、SDK、API 及び拡張を含みます。）及び関連するマニュアルをいいます。



「マニュアル」とは、UiPath 又はその関係会社のウェブサイト又は後継ウェブサイト上で閲覧可能な本製品の公式ガイド（但し、マーケティング、販売促進又は宣伝資料を除きます。）をいいます。

「申込書」とは、UiPath が要求する事項全てが記載され、かつ、お客様又はパートナーによって一方的に追加された一切の条件又は条項を除く、UiPath によって承諾された申込書をいいます。

「ライセンス期間」とは、申込書に明記された期間（本契約に基づき終了した場合はその期間）をいいます。

「ライセンス料等」とは、該当する申込書に規定される、本テクノロジーを使用するためのライセンス又はプロフェッショナル・サービスの利用に関して支払われるライセンス料及びプロフェッショナル・サービスの履行に関する料金等をいいます。

## 2. 契約ガバナンス

- 2.1. 本契約は、UiPath の本製品及びプロフェッショナル・サービスに適用されます。効力発生日時点で企図されていない本製品の使用又はプロフェッショナル・サービスへのアクセスは、追加的条項に服する場合があります。この場合、お客様によるかかる本製品の使用又はかかるプロフェッショナル・サービスへのアクセスは、これらに関連して UiPath により事前に通知される追加的条項への承諾とみなされます。
- 2.2. お客様と UiPath の間で申込書その他の合意書面なく本製品又はサービスの提供が行われる場合、本契約が適用されるものとみなされます。第一文に定める場合を除き、両当事者が本製品又はサービスに関して契約又は申込書を締結しなかった場合、お客様は、直ちに、本製品又はサービスに関する本テクノロジーを UiPath に返却し、かかる本テクノロジーの使用を中止するものとします。UiPath は、かかる契約又は申込書なしに行われたお客様による本テクノロジーの使用又はサービスに関して生じる一切の責任を明示的に否認します。
- 2.3. サポート・サービス及びサービス・レベルは、<https://www.uipath.com/hubfs/legalspot/SupportTermsJP/MSSA.pdf>（又は後継ウェブサイト）（随時更新されることがあります。）上で閲覧可能なサポート条項に規定されるライセンス期間中、本製品に適用されます。

## 3. ライセンス及び知的財産権

- 3.1. **ライセンス** お客様が関連するライセンス料等を支払うことを条件として、UiPath は、お客様に対し、お客様及びその日本国内の関係会社の社内業務を遂行する目的のためにのみ、ライセンス期間中において、ライセンス・モデルに従って、該当する申込書に記載される本テクノロジーを使用することができる、限定的かつ非独占的、再許諾不能（ただし、第 9.2 条に基づきお客様が日本国内の関係会社に使用させる場合を除きます。）、譲渡不能の権利を付与します。
- 3.2. **追加支援** UiPath は、お客様に対し、一定のインテグレーション、コード、パッチ、マテリアル、データ、ノウハウ、ワークフロー又はこれらに類似するものによる追加支援を提供し、お客様には、ライセンス期間中、かかる追加支援を利用するための限定的かつ非独占的、再許諾不能、譲渡不能なライセンスが付与されます。かかる支援はサポート・サービスには含まれず、UiPath の裁量によってのみ提供されます。
- 3.3. **知的財産権** 本契約は、いずれの当事者に対しても、黙示又はその他によるかを問わず、他方当事者の知的財産権について何らの権利も付与するものではありません。第三者の権利による制限（もしあれば）に従い、UiPath 及びその関係会社並びにそれらに対するライセンサーは、本テクノロジーに係る全ての知的財産権を保有し、これを保持し、また、お客様は、全てのお客様データを所有し、各当事者は各々、既存のツール、ソフトウェア、データベース、手順及び文書並びにこれらに対する知的財産権を保有します。その負担する守秘義務に従う限り、UiPath は、お客様若しくはその関係会社によって開発された、若しくは、お客様若しくはその関係会社のために開発されたソフトウェア及びワークフローと類似の機能を果たす技術、又はこれらに関する知的財産権を個別に取得し、ライセンスを許諾し又は開発することを何ら禁止されません。お客様は、UiPath に対し、お客様が提供する一切のフィードバックに係る全ての知的財産権（著作権法 27 条、28 条に定める権利を含みます。）を明示的に譲渡するものとします。

## 4. 支払条件

- 4.1. **適用性** 本支払条件は、お客様が UiPath に対して本製品又はプロフェッショナル・サービスを直接注文した場合に限って適用されます。お客様と UiPath パートナーとの間で合意された支払条件は、UiPath を拘束しません。本条における「お客様」とは、申込書を提出するお客様の支払を行う事業体も含みます。請求書は、電子的手段又は書面によって交付されます。

- 4.2. 支払い** 全てのライセンス料等は、取消不能とし、本契約に別段の定めがある場合を除き、返金不可とします。お客様は、プロフェッショナル・サービスの提供に関連して UiPath が適切かつ合理的に負担した全ての合理的な旅費、ホテル宿泊費用及びその他の一切の立替費用を支払います。本契約に別段の定めがある場合を除き、かかる費用は、実費で請求され、その請求書は、プロフェッショナル・サービスと一緒に又は別々に送られます。申込書において別段の記載がない限り、(i)本製品のライセンス料は、一括で、ライセンス期間開始日が属する月の月末までに請求され、支払期限はその翌月末日とし、(ii)プロフェッショナル・サービスの料金の支払期限は請求書の発行日の翌月末日とします。
- 4.3. 支払いの不履行** 支払期限を経過したライセンス料等は、月利 1%及び適用ある法律により認められる最高率のうちいずれか低い方に相当する月利による利息が付加されます。UiPath は、お客様が本契約に基づきライセンス料等の支払を行わない場合、お客様に対し督促状を送付します。UiPath は、督促状の日付から 30 日以内にお客様が支払いを行わなかったときは、書面通知により、該当する申込書を停止し又は終了させることができます。本契約の終了日又は満了日において未払いである全てのライセンス料等は、期限の利益を失い、直ちに支払期限が到来するものとします。
- 4.4. 支払いに関する紛争** お客様は、UiPath に対し、請求書内に記載された金額を支払います。請求書内に記載された金額に過誤が疑われる場合、お客様は、請求書の日付から 15 日以内に、当該過誤を書面により UiPath に報告し、両当事者は、当該書面が UiPath に到達した日から 30 日以内にかかる紛争を円満に解決するよう努めます。
- 4.5. 税金** 価格には、税金が含まれていません。お客様は、有効な署名済みの非課税証明書又はこれに相当する証明書が入手可能な法域において、かかる証明書を UiPath に提出しない限り、お客様は、UiPath が適用ある法律に基づきお客様から徴収することを認められた、本契約に基づき支払うべき適用ある付加価値税、物品サービス税、売上税、総収入税その他取引に係る税金、手数料、課徴金若しくは加算税又はこれらに類似する金額（以下「**取引税等**」といいます。）を支払うことに同意します。UiPath は、UiPath が有効な非課税証明書又はこれに類似する証明書を受け取った場合のみ、お客様の取引税等の支払いを免除します。全ての支払いは、制限のない資金により行われ、いかなる控除又は相殺も行われず、現在又は将来において、政府、財政当局又はその他の当局により課される法律で定められたいかなる性質の税金、課税、輸入税、関税、費用、手数料及び源泉徴収も課されず、かつ、これを理由とする控除も行われません。UiPath は、プロフェッショナル・サービスを履行する自己の職員のために支払い義務を負う税金及び一切の雇用に関する義務について責任を負います。
- 4.6. 変更** UiPath は、自らの裁量により、ライセンス料等を自由に設定することができます。UiPath は、UiPath が既に承諾した申込書に適用されるライセンス料等を変更しません。UiPath は、お客様に対し、該当するライセンス期間の満了の 60 日前までに、ライセンス料等の変更を通知します。通知日から 15 日以内にお客様からの異議がない場合、当該新たに提案するライセンス料等が適用されます。

## 5. データ

- 5.1. データ収集** 各当事者は、適用あるプライバシー法及び個人データに関する法令を遵守することにより、本契約に関して必要な他方当事者の職員の個人データを収集、保存及び使用することができます。また、UiPath 又はその関係会社は、お客様の端末からの診断レポート、テクニカルレポート、エラーレポート、クラッシュダンプ、利用及びその他のテレメトリデータを収集し、分析することができ、お客様は、UiPath 又はその関係会社に対し、本テクノロジー又はプロフェッショナル・サービスを提供及び更新するため、サポートを提供するため、及び技術的問題に対処するために、法令上要求されるとおり又は UiPath のウェブサイト（又は後継ウェブサイト）上で閲覧可能なプライバシーポリシーに合理的に定められるとおり、かかるデータにアクセスし、これを使用し又は処理する世界的、譲渡可能、ロイヤルティ無償の権利を付与します。お客様は、自らの職員に対し、かかる職員の個人データが適用ある法令に従って処理されることについて周知するものとします。UiPath は、UiPath のウェブサイト上で閲覧可能なプライバシーポリシーに記載されるとおり個人データを処理します。
- 5.2. データの使用** 本テクノロジー又はプロフェッショナル・サービスの使用又は利用には、個人データは必要なく、UiPath は、かかる使用又は利用に関する個人データの取り扱いについて、いかなる責任も負いません。但し、お客様が UiPath のサーバー又はクラウド上で合法的に本製品を使用する場合、個人データは、お客様を代理する処理者とみなされる UiPath 又はその関係会社に移転されることがあり、[https://www.uipath.com/hubfs/legalspot/DPA\\_Cloud\\_JP.pdf](https://www.uipath.com/hubfs/legalspot/DPA_Cloud_JP.pdf)（又は後継ウェブサイト）（随時更新されることがあります。）にて閲覧可能なデータ処理契約は、当該移転の時から適用されます。お客様は、当該移転に際して、個人データが外国（米国を含む。）

にある第三者（UiPathの関係会社を含む。）へ提供されることに同意します。お客様は、UiPathのサーバー又はクラウド上で保護医療情報を使用してはなりません。個人データの提供なくプロフェッショナル・サービスを提供することが不可能である場合、お客様は UiPath に通知するものとし、両当事者はデータ処理契約の締結について協議します。

## 6. 請求

**6.1. UiPath の義務** UiPath は、自己の費用負担により、UiPath により引き渡された本テクノロジーが、第三者の特許権、著作権若しくは商標権を侵害し、又は UiPath が第三者の営業秘密を不正使用したと主張する、ライセンス期間中における第三者によるお客様に対する請求、訴訟又は法的手続を防御します。

**6.2. お客様の義務** お客様は、自己の費用負担により、お客様データ並びにお客様による本契約に違反する本テクノロジー及びプロフェッショナル・サービスの使用又は利用に起因又は関連する、第三者による UiPath に対する請求、訴訟又は法的手続を防御します。

**6.3. 条件** 防御する義務については、防御を求める当事者が以下を行うことを条件とします。

- (i) 他方当事者に一切の請求について書面により速やかに通知すること。
- (ii) 当該請求の防御において、他方当事者と協力すること。
- (iii) 当該請求の防御又は解決に係る単独の決定権を他方当事者に付与すること。
- (iv) 他方当事者の事前の書面による同意を得ずに、当該請求に関していかなる自認もしないこと。

防御する義務を有する当事者は、本契約に定める限度で、管轄権を有する裁判所が最終的に判断する損害賠償額（又はかかる当事者が書面により合意した和解金額）を支払います。

**6.4. 制限** UiPath は、以下により生じた請求について、いかなる責任も負いません。

- (i) 本契約に違反した本テクノロジー又はプロフェッショナル・サービスの使用又は利用。
- (ii) UiPath 以外の者による本テクノロジー又はプロフェッショナル・サービスの変更。
- (iii) UiPath が侵害を避けるために本テクノロジーの最新アップデート版のインストールを要求したにもかかわらず、お客様がインストールをしなかったこと。
- (iv) 第三者の製品／サービス／マテリアル、又はこれらと本テクノロジー又はプロフェッショナル・サービスの組み合わせ（但し、この組み合わせがなければ、本テクノロジー又はプロフェッショナル・サービスが侵害をしていない場合に限り。）。

**6.5. 救済手段** UiPath は、知的財産関連請求がお客様による本テクノロジーの使用を制限する可能性があると考えられる場合、以下のいずれかの手段をとります。

- (a) お客様が本契約の条項に基づき本テクノロジーを継続して使用できるよう権利を取得すること。
- (b) 主張された侵害を避けるために、コンポーネントを置き換えること／修正すること。
- (c) 本テクノロジー（又は関連するコンポーネント）に対するお客様のライセンスを終了し、関係する前払いされた未使用のライセンス料等を返金すること。

「本請求」の項目に規定する救済手段は、当該請求の原因となった事項に関して、防御を求めるお客様の唯一かつ排他的な救済手段であり、請求を防御する当事者の唯一の責任です。

## 7. 責任制限

**7.1. 損害賠償責任の排除** いずれの当事者も、他方当事者に対して、特別損害、間接損害、精神的損害、派生的損害、付随的損害若しくは懲罰的損害、本テクノロジーの使用若しくは本テクノロジーの使用能力の欠如、コンピューターの不具合若しくは故障、サーバーのダウンタイム、製品若しくはサービスと他のプログラムとの運用不能、利益の損失、評判の失墜、使用機会の喪失若しくは収益の損失、データの損失若しくは破損、又は事業の中断についていかなる責任も負いません。UiPath 及びその関係会社は、いかなる場合においても、お客様データに起因して又はこれに関連して、申し立てられ、付与され、又は課されたいかなる請求についても責任を負いません。



**7.2. 責任限度額** 法令により禁止される場合を除き、本契約に基づく又は関係する全ての請求（個別に、また、これらを併せて）に対する各当事者の責任限度額は、最初の当該請求前の 12 ヶ月間において、関連する本テクノロジーに関して本契約に基づき UiPath に対して支払われたライセンス料等を超えないものとします。この限度額は、請求の根拠が契約、契約不適合又は不法行為などいかなる法理論によるものであるかを問わず、かつ、いかなる請求原因に基づいているかを問わず適用されますが、お客様によるライセンス料等の支払義務の不履行には適用されません。

## 8. 保証

**8.1. 限定保証及び救済手段** UiPath は、ライセンス期間中、(i)お客様に引き渡される本テクノロジーが、マニュアルに実質的に適合すること、及び(ii)プロフェッショナル・サービスが、商業上合理的な方法で履行されることを保証します。本保証に基づく請求については、お客様は、当該請求権が最初に生じた日から 30 日以内に、UiPath に通知しなければなりません。法令で認められる範囲において、本保証に基づく UiPath の唯一の責任は、UiPath が、自らの商業的な裁量により、関連する本テクノロジーを修理するか若しくは置き換えること、又は関連するプロフェッショナル・サービスを再履行することとします。UiPath が修理若しくは置換又は再履行が商業上合理的でないのみなす場合には、UiPath はかかる本テクノロジー又はプロフェッショナル・サービスを終了し、当該終了された本テクノロジー又はプロフェッショナル・サービスについて、前払いされた未使用のライセンス料等を返金します。お客様は、本テクノロジーの使用に係る全てのリスクを負います。

**8.2. お客様の表明保証** お客様は、お客様がプロフェッショナル・サービスの一環として修正することを要請する全てのソフトウェア又は製品を UiPath が使用し又は修正する適切な権利を有すること、及び UiPath がプロフェッショナル・サービスを適時に履行するために、お客様の敷地及びシステム、職員、文書及び記録、並びに設備への必要なアクセスを UiPath に提供し、決定を行う権限を有する担当者を任命することを表明し、保証します。お客様は、プロフェッショナル・サービスの履行に必要なお客様データを使用する非独占的、限定的なライセンスを UiPath、その関係会社及びその委託業者に付与します。

**8.3. 保証の除外** 上記の限定保証に従って、本テクノロジーは、「現状有姿で」かつ「提供されているまま」の状態を提供されます。8.1 に定める場合を除き、適用ある法令により許容される最大限の範囲において、UiPath 又はその関係会社、ライセンサー若しくはそれらの職員のいずれも、いかなる種類の保証（明示的であるか黙示的であるか、法令上のものかそれ以外であるかを問いません。）も行わず、UiPath は、商品性、特定目的への適合性若しくは非侵害性、又は本テクノロジーが他のソフトウェア若しくはサービスと統合若しくは相互運用するか、中断されることなく若しくはエラーなしで実行する能力に対するあらゆる保証を含む、一切の保証を行いません。いずれの当事者も、本製品及びプロフェッショナル・サービスとともに使用するあらゆるデータ、製品、サービス又はプラットフォームの第三者プロバイダ（以下「第三者プロバイダ」といいます。）に対する全ての責任から免除されます。

## 9. 法令遵守

**9.1. 認められる使用** お客様は、お客様及びその認定ユーザーが、[https://www.uipath.com/hubfs/legalspot/UiPath\\_Acceptable\\_Use\\_Policy\\_JP.pdf](https://www.uipath.com/hubfs/legalspot/UiPath_Acceptable_Use_Policy_JP.pdf)（又は後継ウェブサイト）（随時更新されることがあります。）上で閲覧可能な利用ポリシー及び本契約に基づく場合を除き、本テクノロジーを使用しないことを表明します。本テクノロジーは、UiPath のウェブサイト上で詳述され、第三者の条件及び条項に服する、オープンソースコードを含む第三者のコンポーネントを含む場合があります。また、UiPath はかかる第三者のコンポーネントを提供する場合があります。

**9.2. 第三者によるアクセス** お客様は、自らの認定ユーザー及び日本国内の関係会社（当該関係会社の認定ユーザーを含みます。以下本条において同じです。）が、お客様又は当該関係会社の直接的かつ有益な事業目的のためにのみ、本テクノロジーを使用し、プロフェッショナル・サービスにアクセスすることを許可することができます。お客様は、当該許可を行う場合、認定ユーザー及び関係会社に対して、本契約の条項を遵守させるために必要な権限を自ら有していることを表明し保証するとともに、かかる当該認定ユーザー及び関係会社に本契約の条項を遵守させる義務を負い、これらの者の作為又は不作為については、お客様自身が UiPath に対して責任を負います。お客様は、本条に基づき日本国内の関係会社が本製品を使用する場合、事前に当該関係会社の社名及び連絡先と、使用させる当該本製品の内訳を UiPath に通知しなければなりません。また、お客様は、要請に応じて、全ての認定ユーザー及び関係会社の詳細及び使用レポートを UiPath に提供します。なお、UiPath は当該認定ユーザー及び関係会社に対して直接何らの義務を負うものではありません。

- 9.3. 第三者の製品** お客様は、お客様が本製品及びプロフェッショナル・サービスとともに使用するあらゆるデータ、製品、サービス又はプラットフォームについて、これらの第三者プロバイダにより要求される全ての条件及び条項を遵守しなければならず、お客様は、第三者プロバイダが提供するあらゆるデータ、製品、サービス又はプラットフォームの使用に係る全てのリスクを負担します。
- 9.4. 輸出管理** 両当事者は、本テクノロジーが、外国為替及び外国貿易法、米国の経済制裁、欧州委員会の規制、国際連合安全保障理事会の決議及びその他の類似的日本国内又は国際的規制を含む、両当事者による本契約の履行に関して適用される輸出入管理規制及び制裁（以下「**輸出入管理及び制裁**」といいます。）に服することを確認します。各当事者は、自ら及び自らの関係会社又はいずれかの認定ユーザーが、(i)輸出入管理規制及び制裁の制限対象者リストに記載されていないこと、(ii)直接であると間接であると問わず、かかる輸出入管理規制及び制裁に違反している国又はかかる国の外国人に対し、これを認識した上で、本テクノロジー（又は本テクノロジーから生じた結果）を輸出、再輸出又は移転しないこと、及び(iii)他方当事者又はその関係会社が輸出入管理規制及び制裁に違反することとなり得る行為を行わないことを表明し、これを約束します。
- 9.5. 監査** UiPath は、自己の費用負担により、お客様による本テクノロジーの使用、アクセス、インストール又はデプロイメントが本契約の条項を遵守しているかについて確認することができます。さらに、12 ヶ月に 1 回を超えない範囲で、UiPath は、直接又は委託業者を任命して、現場での確認を行うことができ、お客様は、当該確認に関し、要求される全ての支援及びサポートを行うことに同意します。かかる確認により、不遵守が発覚した場合には、お客様は、直ちにこれに対応します。
- 9.6. 秘密保持** 効力発生日前又は後に、両当事者又はそれらの関係会社は、本契約に基づいて、情報を開示する場合がありますが、当該情報がいかなる形式又は方法によって開示されたかを問わず、秘密と表示された情報若しくは合理的に秘密情報であると考えられる情報（両当事者又はそれらの関係会社の研究、活動、製品、ソフトウェア、サービス、データ、技術、戦略、個人データ、プロセス等を含みます。）（以下「**秘密情報**」といいます。）は秘密情報であるとみなされます。秘密情報とは、(i)公知であるか、若しくは受領者の責によらず公知となった情報、(ii)現行の守秘義務を負うことなく、受領者が正当に取得したか、若しくは受領者にとって既知であった情報、又は(iii)受領者が開示者の秘密情報を利用することなく独自に開発した情報は除きます。例えば、UiPath が提供した技術及びサポートのデータ並びに本テクノロジーは、UiPath の秘密情報とみなされます。受領当事者は、合理的な注意を払って秘密情報を扱い、本契約の目的のために秘密情報を知る必要があり、かつ、本条に定めるものと同程度の制限の秘密保持義務に拘束される自らの関係会社、認定ユーザー、アドバイザー若しくはコンサルタントを除くいかなる者に対しても、秘密情報を使用させ、又は開示しません。受領当事者は、(i)開示当事者からの書面（電子的手段を含みます。）による署名済の許可書に基づいて、(ii)適用ある法令、又は裁判所若しくは政府機関の有効な命令を遵守するため必要な範囲で、かかる法令又は命令を開示当事者に速やかに通知し、かかる開示を妨げるか又は限定するために必要な支援を開示当事者に提供した後のみ又は(iii)UiPath 若しくはその関係会社の既存投資家若しくは潜在的投資家、及び UiPath 若しくはその関係会社に対し権限を有する公的な若しくは民間の当局若しくは機関に対して、秘密情報を開示することができます。
- 9.7. 贈収賄防止** 本契約に基づく取引に関連して、各当事者は、適用ある法令に違反する可能性のある対価を受け入れず、かつ、今後も受け入れないこと、及び通常の業務過程で提供される合理的な贈答品・接待を超える賄賂、割戻金又は腐敗行為に関する約束、提供、受領若しくは要求をしないものとし、又はあらゆる支払いが、賄賂、割戻金又は腐敗行為として用いられないことを確認します。
- 10. 事業体及び紛争解決**
- 10.1. 準拠法** 本契約は、抵触法に関する規定にかかわらず、日本法に準拠します。国際物品売買契約に関する国連条約（CISG）及び統一コンピューター情報取引法（UCITA）は、本契約には適用されません。
- 10.2. 誠実協議** 両当事者は、あらゆる請求の前提条件として、本契約に起因又は関連する一切の紛争を、これに係る請求に関する通知から 90 日以内に友好的に解決することに合意します。適用ある法令で認められる最大限の範囲において、本条を遵守しない当事者は、裁判の結果にかかわらず、他方当事者の裁判に係る費用を負担します。
- 10.3. 裁判地** 本契約に関連又は起因する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、各当事者は当該管轄における請求の提起又は当該管轄の維持に対して有する可能性のある一切の異議及び抗弁（裁量移送の申立てを含みます。）を撤回不能の形で放棄します。

## 11. 契約期間及び終了

**11.1. 契約期間** 両当事者による別段の合意がない限り、本契約は、効力発生日からライセンス期間満了時又はプロフェッショナル・サービスの提供終了時まで（以下「**契約期間**」といいます。）存続するものとします。ライセンス期間は、いずれかの当事者が、他方当事者に対して、かかるライセンス期間満了の 45 日前までに不更新の書面通知を行った場合又は当事者間で新たに申込書が締結された場合を除き、自動的にかかるライセンス期間と同じ期間さらに更新されるものとします。

**11.2. 違反による終了** いずれかの当事者が本契約に関して重大な違反をした場合、他方当事者は、違反当事者に対し、当該違反の性質及び根拠を記載した書面による通知を行うことができます。かかる違反が、その通知日から 30 日以内に是正されない場合、他方当事者は、書面による通知を行うことにより、本契約及び申込書を直ちに終了することができます。

**11.3. 契約終了の効力** 本契約若しくは申込書の終了、又はいずれかのライセンス期間の満了をもって、それぞれの本テクノロジー又はプロフェッショナル・サービスに係るライセンス及び権利は直ちに終了するものとし、お客様は、自己の費用負担により、本テクノロジー又はプロフェッショナル・サービスの全ての複製を除去及び消去しなければなりません。お客様は、本テクノロジーのコンポーネントの一部又は全部がライセンス期間の満了又は終了をもって、事前通知なく運用を停止することがあることを了解するものとします。お客様は、本契約に別段の定めがある場合を除き、お客様が、本契約に基づき支払ったライセンス料等について、プロフェッショナル・サービス、本製品のアクティベーションキーの交付又はその更新後に返金を受けることができないこと、及び全ての未払いライセンス料等は本契約終了とともに直ちに支払期限が到来することを確認します。

## 12. 一般条項

**12.1. 委託業者** UiPath は、プロフェッショナル・サービスを履行するために委託業者を利用することができ、かかる委託業者によるプロフェッショナル・サービスの履行について自己の行為として責任を負います。

**12.2. 完全合意及び分離可能性** 本契約は、UiPath とお客様との間の完全なる合意を構成し、本契約に関連する従前の書面又は口頭による合意に優先します。UiPath に提出されたいかなる条件又は条項も、別途書面により明示的に合意されない限り、本契約の一部を構成するものではなく、無効とされます。本契約の条項の間に矛盾が生じた場合、(i) 全ての当事者により署名された申込書、(ii) 2.1 条に定める新たなフィーチャー又は機能に関する追加的条項、(iii) マスターソフトウェア・サービス契約の順で優先的に適用することによって解決されます。本契約のいずれかの規定が、理由の如何を問わず、違法、無効若しくは執行不可能であるか又は違法、無効若しくは執行不可能となった場合であっても、本契約のその他全ての規定は有効に存続し、意図された法的効力を生じるものとします。

**12.3. 不可抗力** 支払義務を除き、いずれの当事者も、天災、テロ、労働行動、火災、洪水、地震、第三者プロバイダによる不履行、DoS 攻撃、悪意のある行為、インフラ設備の故障、停電、政府による行為、命令又は制限を含む、自らの合理的な支配が及ばない原因によって遅滞し、妨げられ、制限され、又はこれに支障を来した範囲において、本契約に基づく義務の不履行について責任を負いません。

**12.4. 譲渡** いずれの当事者も、他方当事者の書面による事前の同意を得ずに（かかる同意は不合理に留保又は遅延されないものとします。）、本契約及び本契約に基づく権利又は義務を譲渡、移転、委託又はその他の方法により処分することはできません。上記にかかわらず、UiPath は、自らの関係会社に対し、お客様の事前の同意を得ずに、本契約及び本契約に基づく権利又は義務を譲渡、移転、委託又はその他の方法により処分することができます。

**12.5. 支配権の変更** お客様は、お客様又はその関係会社が、(i) UiPath の直接の競合企業に買収され、かかる競合企業に実質的に全ての自らの資産を売却し、かかる競合企業と合併し、若しくはかかる競合企業に有利な形で支配権を変更するか、又は(ii) 自らの主たる活動目的を UiPath と競合する事業に変更する 30 日前までに UiPath に対して通知を行わなければなりません。UiPath は、支配権の変更の通知日から最大 30 日以内に書面による通知を行うことにより、本契約を終了することができます。

**12.6. 通知** 本契約に別段の定めがない限り、本契約に基づく通知は、用件を示す件名を記載した電子メールで、以下のアドレス（又は書面若しくは電子的手段により通知したアドレス）に宛てて送信されなければならないが、当該通知は、(i) 当事者により受領又は拒否された時点と、



(ii)送信の翌営業日のうちいずれが早い時点をもって効力を生じます。有効なおお客様の電子メールアドレスがない場合、UiPath は公開されている電子メールアドレスを使用することができます。

UiPath 宛

[contractnotice.japan@uipath.com](mailto:contractnotice.japan@uipath.com)

お客様宛

申込書に記載された電子メールアドレス

**12.7. 公表** UiPath は、お客様の書面又は電子的手段による承諾を得て、UiPath のウェブサイト並びにその他販売促進及びマーケティング資料において、お客様を顧客として公表し、お客様の名称、商標及びロゴを記載することができます。

**12.8. 権利放棄及び権利留保** 本契約に基づく権利、権限又は救済手段を行使しなかったとしても、またその行使を遅滞したとしても、これらを放棄したものとはみなされず、また、権利又は救済手段を一回若しくは部分的に行使したとしても、その後の若しくはその他の行使を妨げず、又はその他の権利若しくは救済手段の行使を妨げないものとします。本契約に規定する権利及び救済手段は、累積的なものであり、法令に定められるその他のいかなる権利又は救済手段も排除しません。本契約の違反に対するいかなる権利放棄も、その後の違反に対する権利放棄としてみなされないものとします。UiPath は、本契約に基づいて明示的に付与されていない全ての権利を留保します。本契約のいかなる規定も、お客様及び UiPath 又はそれらの関係会社との間に法的パートナーシップ、代理又は雇用関係を生じさせるものではありません。

**12.9. 存続** 以下の条項は、理由の如何を問わず、本契約の不更新又は終了後も存続します。

3.4. 知的財産権、4. 支払条件、7. 責任制限、8. 保証、9. 法令遵守、10. 事業体及び紛争解決、12.6 通知、12.8 権利放棄及び権利留保、12.9 存続、及びその内容によって、本契約の履行、不更新又は終了後も存続することが意図されるその他の一切の規定（その旨が明示的に記載されているか否かを問いません。）

#### 12.10. 反社会的勢力の排除

(1) 両当事者は、他方当事者に対して、自らが現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(i) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(ii) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(iii) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(iv) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(v) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 両当事者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

(i) 暴力的な要求行為

(ii) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(iii) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(iv) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて他方当事者の信用を毀損し、又は他方当事者の業務を妨害する行為

(v) その他前各号に準ずる行為

(3) 当事者は、他方当事者が、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、他方当事者との取引を継続することが不適切であると考えられる場合には、何らの催告を要せずして本契約を解除することができるものとします。





- (4) 前項の規定の適用により、解除された当事者に損害が生じた場合にも、当該当事者は相手方当事者になんらの請求をしません。また、かかる解除をした当事者に損害が生じたときは、解除された当事者がその責任を負います。

以上